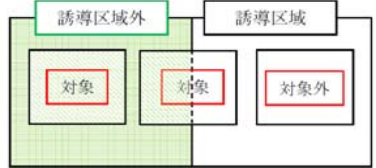


# 高千穂町立地適正化計画 届出Q&A

No.	質問	回答
※	届出について	
1	届出はなぜ必要なのですか。	立地適正化計画を推進する上で、住宅及び誘導施設の立地動向を把握することを目的としています。
2	届出の開始日はいつからですか。	令和4年5月1日からです
3	届出書は何部必要ですか。	1部提出してください。
4	届出者は誰になりますか。	開発行為の場合は開発行為者で、建築行為の場合は建築主となります。
5	届出に係る変更が生じた場合どのようにしたらよいですか。	変更に係る行為(住宅の区画数や敷地面積の変更等)に着手する30日前に届出をしてください。
6	届出をすれば確認申請や開発の許可などは必要なくなりますか。	この届出は、都市再生特別措置法に基づいています。その他の法令などに基づく申請や許可などは、それぞれ必要です。
7	届出の様式はどこで入手できますか。	高千穂町役場建設課の窓口、又はホームページでダウンロードできます。
8	開発を行う区域が誘導区域内外にわたる場合は届出の対象となりますか。	<p>開発を行う区域が一部でも誘導区域外にある場合は、届出の対象になります。</p> 
9	「都市計画区域外」は届出が必要でしょうか。	「都市計画区域外」は届出不要です。
※	住宅の建築等の届出について	
10	分譲宅地を目的とする開発行為も届出が必要ですか。	3区画(3戸分)以上の宅地の開発行為、もしくは1区画(1戸分)または2区画(2戸分)の宅地の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のものは届出が必要です。

# 高千穂町立地適正化計画 届出Q&A

No.	質問	回答
11	届出の対象となる「住宅」とはどのようなものですか。	一戸建て住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅が対象です。
12	3戸の建売住宅を同時期に建築する予定なのですが、届出の対象となりますか。	届出者および着手日が同一で、隣接する土地に建築する場合には、届出の対象となります。
13	既存が2戸の住宅で、それを増築後に3戸以上の住宅とする場合は届出が必要ですか。	既存建築物が2戸で1戸の増築であれば建築行為として届出は不要です。ただし、増築部が3戸以上の場合や増築のための開発行為が1,000㎡以上の場合には必要です。
14	既存が3戸で建築物のうち2戸が住宅の用途に供し、1戸が別の用途となっているものを、用途変更後に住宅の用途が3戸となった場合は届出が必要ですか。	用途変更後、住宅の用途が3戸以上となった場合は届出が必要です。
※	<b>誘導施設の建築等の届出について</b>	
15	誘導施設の定義にない施設については届出の必要はないのですか。	定義している誘導施設以外については、都市機能誘導区域の内外を問わず届出は不要です。
16	都市機能誘導区域外において、施設の一部に誘導施設の用途を含む複合施設は対象となりますか。	施設の一部に誘導施設の用途が含まれれば対象となります。
17	都市機能誘導区域外において、1つの施設に複数の誘導施設を有する建物を建築する場合、届出はそれぞれ誘導施設ごとに必要ですか。	誘導施設が1つの建物に集約されている場合は、届出は1つで結構です。「建築物の用途」の欄に複数の用途を記載し提出してください。
18	都市機能誘導区域外において、既存建築物に誘導施設の用途を増築して含むこととなった場合は届出が必要ですか。	届出が必要です。
※	<b>その他</b>	
19	各誘導区域はどこで確認できますか。	高千穂町役場建設課の窓口、又はホームページでダウンロードできます。
20	立地適正化計画の計画期間を教えてください。	本計画は概ね20年後の将来を展望した計画です。しかし、おおむね5年で実施状況を調査・分析・評価し、必要に応じて見直しを検討するようにしています。
21	この届出により、建築計画の修正等を求められることはありますか。	立地適正化計画は届出制度なので原則として建築計画の修正等を求めるものではありません。